

○条例の主な特徴

- ①障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- ②障がい者などの参加を確保（意見聴取・協議会の活用）
- ③障害者基本法等に基づく施策との一体的な運用を明確化
※条例に盛り込む施策については、関係者から聴取した意見を踏まえた。

【第1 総則】

《目的》「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指す。

⇒共生社会の実現に向けた施策（障がい者差別の解消+障がい者の自立・社会参加の支援等）に関し、基本理念、県の責務等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進

《基本理念》

- ①共生社会の実現に関する理念
 - (1)障害者基本法の3つの理念を旨とする
 - (2)関係者の意見聴取・意見尊重
- ②施策の基本方針
 - (1)障がい者差別解消の推進に関する施策
 - (2)障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策

《責務・役割等》

- ①県の責務、県民の役割を規定
- ②県は、市町、関係機関、関係団体等と連携協力する。

《障害者計画の策定に関する方針》

- 障害者基本法その他関係法令の理念を踏まえて障害者計画を策定

【第2 障がいを理由とする差別の禁止等】

ア 差別の禁止

- ①不当な差別的取扱いの禁止
県等・事業者 ⇒ 法的義務
- ②合理的配慮の提供
県等 ⇒ 法的義務
事業者 ⇒ 努力義務

イ 差別解消の措置

- ①職員対応要領の作成の義務化
- ②配慮事項の策定
- ③事前的改善措置
- ④合理的配慮の提供に関する支援

【第3 差別解消のための体制】

ア 相談体制

- ①担当部局の窓口と相談員による相談体制を整備
(主な業務)
助言、調査、関係者間の調整
- ②差別事案以外の事案にも一定の対応

イ 紛争解決を図る体制

- ①相談対応での解決が困難な事案について、第三者機関による助言・あっせんの手続を整備
- ②事業者等が助言・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。

【第4 障がい者の自立・社会参加の支援等】

- ①障害福祉サービス等
- ②情報のバリアフリー化
- ③防災等
- ④選挙における配慮
- ⑤表彰
- ⑥啓発活動

※項目については、変更の可能性あり。

【第5 施策の推進体制】

ア 共生社会の実現に向けた施策の計画

- ①障害者計画において定め、障害者基本法等による施策と一体的に推進
- ②三重県障害者施策推進協議会において、計画の策定・実施・監視を行う。

イ 差別解消の推進体制

- ①三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化
- ②三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例等の共有・検証、諸課題の解決に向けた調査研究等を行う。

【附則】

《施行期日》

- 準備期間を考慮して定める。

《条例の見直し》

- 条例施行後おおむね三年ごとに見直し。

※正副委員長案を基に作成（検討事項は今後反映）